

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和6年7月12日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課

電話番号 054-221-2858

メールアドレス pf-info@pref.shizuoka.lg.jp

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

観政第36106号

(2) 業務名

令和6年度TIPSポイント事務局運営業務委託

(3) 業務概要

本県の公式観光アプリ「TIPS（ティップス）」を活用した情報発信や周遊促進を展開するため、デジタル商品券機能であるTIPSポイントを活用した事業を実施するにあたり、加盟店の管理やコールセンター業務等を行う事務局を運営する

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。

(3) (2)のうち、静岡県内に本社、支店又は営業所を有している者であること。

(4) 静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立がなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

- う。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和6年7月22日(月)午後5時まで

(2) 配布場所

静岡県スポーツ・文化観光部ホームページ上

(<http://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/index.html>)

6 入札参加資格確認申請書の提出

この入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書を作成の上で提出し、入札前に入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書による。

(2) 提出期間

公告の日から令和6年7月22日(月)午後5時まで

(3) 提出場所

上記2に同じ

(4) 提出方法

持参又は電子メールにて受け付ける。電子メールの着信は担当者に電話で確認すること。

電子メールの件名は「令和6年度TIPSポイント事務局運營業務委託に係る入札参加資格確認申請書の提出について」とすること。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年7月25日(木)午前10時00分

(2) 入札執行場所

静岡県庁東館10階 静岡県スポーツ・文化観光部第一会議室

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を満たしていない者が行った入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した者が行った入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課（電話番号054-221-2858）とする。